

令和6年度 ハラスメント相談・苦情処理体制

◇相談・苦情の申し出

ハラスメントを受けていると感じている職員は、相談窓口で相談や苦情を申し出ることができます。

この申し出は、直接ハラスメントを受けた職員だけでなく、他の職員に対するハラスメントを不快に思う職員からもすることができます。

◇相談窓口

相談先には、①職員課、②職員団体、外部機関として③『ハラスメント・人間関係等ホットライン』（区が契約）、④特別区人事委員会公平課があります。

いずれの相談先でも相談員は秘密を厳守しますので、安心して相談してください。

◇苦情の処理、解決

相談者から、相談・苦情の内容を区に伝えてほしい旨の申し出があった場合は、相談窓口で速やかに調査を行います。相談窓口担当が必要と判断した場合は、調査・検討のため苦情処理委員会に相談案件を報告します。苦情処理委員会は、報告を受け、必要があると認めるときは調査審議します。その際には、相談・苦情の申出人の意向を尊重し、プライバシーに十分配慮の上対応します。

《相談者》相談・苦情の申し出

《外部相談窓口》

★ ハラスメント・人間関係ホットライン

(ダイヤル・サービス(株)運営)

相談の際は、中野区の職員であることを伝えて下さい
匿名でも相談できます。

【電話番号】 0120-030-859 (無料)

月～金 12:00～21:00、土 9:00～17:00
(祝日・年末年始を除く)

【WEB相談】

<https://www.dialsoudan.jp/rs/nakano-hr>

ユーザーID: nakano-id パスワード: nakano-pass

*1週間以内に返信されます (R6.6.1 改正)

★ 特別区人事委員会公平課

【電話番号】 03-5210-9797

月～金 8:30～12:00、13:00～17:00
(祝日・年末年始を除く)

【文書(手紙)による相談】

〒012-0072

東京都千代田区飯田橋3-5-1

特別区人事委員会公平課

《相談窓口》

★職員課

【福利・健康管理係長】 山崎 裕樹

Teams 電話または 03-3228-8896(直通)

【人事係長】 金子 宏忠

Teams 電話または 03-3228-8041(直通)

【服務担当係長】 川島 佳子

Teams 電話または 03-3228-8041(直通)

★職員団体

【戸籍住民課】 清家 美佐子

Teams 電話または 03-3228-5500(直通)

【東部区民活動センター】 五味 純一

03-3363-0762(直通) または内線 3543

【職員課経由】

(必要と判断
した場合)

(必要と判断した場合)

【苦情処理委員会】

委員長：総務部長

委員：職員課長、教育委員会

事務局子ども・教育政策課長、

女性管理職員(1人)、

職員団体(2人)

苦情・相談の調査審議

指導・助言・当事者間のあっせん

解決・本人への報告